障害者雇用納付金制度に基づくグループ就労訓練に係る助成金(職場実習型)

1 助成内容

事業主が、指導員の支援のもと、盲学校・聾学校・養護学校の生徒が事業所で就労する実習を行い、 常用雇用への移行を促進することについて助成金を支給します。

2 助成金支給先

事業主

3 対象障害者

4 対象ユニット

1ユニットは1人以上5人以下

5 訓練時間・訓練期間

訓練時間は1人当たり週20時間以上を基準とします。 訓練期間は1人当たり2週間以上2ヶ月以内とします。

6 指導員

次に掲げるいずれかの者である必要があります。

- ・ 重度障害者多数雇用事業所又は特例子会社において障害者の就労支援に関わる業務を3年以 上行った者
- 障害者職業生活相談員資格取得後、障害者である労働者の相談及び指導を5年以上行った者
- 職場適応援助者養成研修を修了した者

#### 7 助成金支給対象費用

職場実習をした対象障害者が1名以上雇用率の対象となる労働者となった場合の、指導員による援助の実施に係る費用

#### 8 支給額等

支給額:1日当たり2,500円

• 支給限度額:月5万円

助成金の認定を受けた事業主が、雇用率の対象となる労働者として採用した場合に支給請求を行うことができます。

9 認定申請の期限

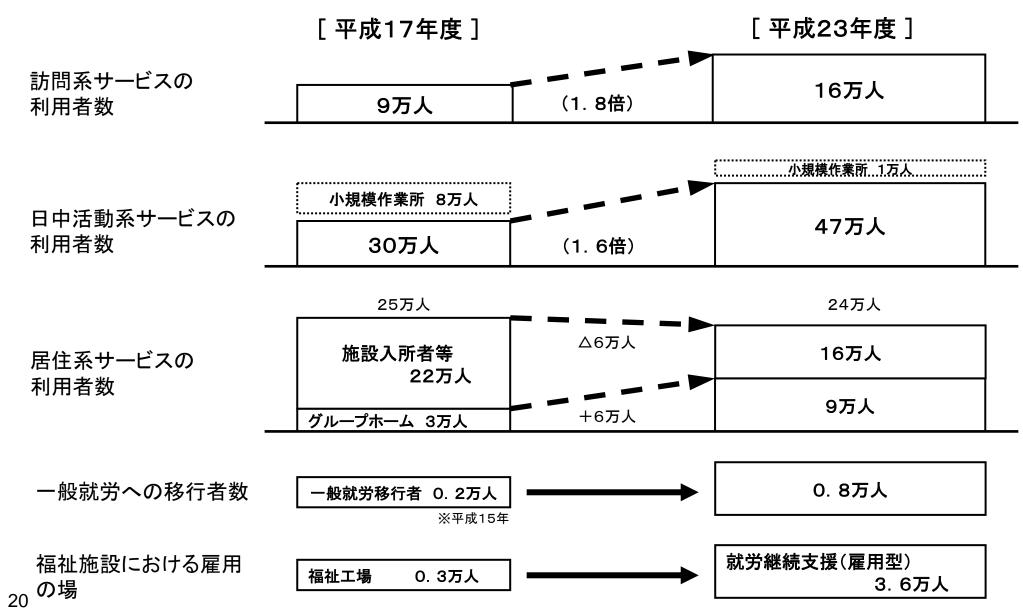
事業を開始しようとする日の2か月前

10 お問い合わせ先

各都道府県障害者雇用促進協会

注)上記の他に、グループ就労訓練(請負型、雇用型)もあります。

# サービス利用者の将来見通し



※ 計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない場合がある

### 障害福祉計画に盛り込むべき就労関係の目標について

障害福祉計画における「<u>平成23年度中に、福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とする</u>」という数値目標の達成に向けて、<u>障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道</u>府県労働局等と連携して、平成23年度において下記の目標を達成することを目指す。

- 1. 現在の福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用
- 2. 福祉施設から一般就労への移行を希望する者について、
  - ① 全ての者がハローワーク、障害者就業・生活支援センターによる支援を 受ける
  - ② 3割が障害者委託訓練を受講する
  - ③ 5割が障害者試行雇用(トライアル雇用)の開始者になる
  - ④ 5割が職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を受ける
  - ことを目標として取り組む。

# 雇用と福祉の連携による就労支援

